

愛知学院大学短期大学部受託研究費事務取扱要項

令和6年4月1日施行

- 1 この要項は、愛知学院大学短期大学部受託研究規程施行細則第16条により、受託研究費に関する会計処理について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 受託研究費の会計処理については、学校法人会計基準（昭和46年文部省令18号）に準じて処理するものとする。
- 3 受託研究費の支出は、「愛知学院経理規程」に準じて処理するものとする。
- 4 「旅費交通費」については、国内出張においては「愛知学院国内出張規程」、海外出張においては「愛知学院海外出張規程」に準じて処理するものとする。
- 5 「支払報酬」については、愛知学院大学短期大学部受託研究規程施行細則第10条に従って処理するものとする。
- 6 受託研究費から支出できない経費は下記のとおりである。
 - (1) 建物等施設に関する経費
 - (2) 雇用関係が生じるような月極めの給与、退職金、ボーナスその他各種手当
 - (3) 学校法人で通常備えるべき設備備品を購入するための経費
 - (4) その他、この受託研究費による研究に関連性のない経費（例えば、飲食代等）

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。